

浦添市とアイライ州との地域環境保全に向けた協力に関する覚書

日本国浦添市とパラオ共和国アイライ州（以下、「両者」とする）は、環境省の「脱炭素社会実現のための都市間連携事業」を起点とした施策の推進を図る中で取り組みを始め、これらを継続・維持しつつ更なる友好関係を構築し地域環境保全に向け、継続的に取組むこととする。

両者は、本覚書に基づく取組を推進するにあたり、以下の内容において協力することに合意する。

- 1 両者は、地域環境保全対策に有益な情報等を相互に提供する。
- 2 両者が有する人材、知見等を活用し地域環境保全に向けて取り組む。

本覚書は、拘束力を伴わない基本合意であり両者の責任者による基本的な協議を経て正式な合意に至らない限り、本覚書によって法的義務や費用負担を課せられることはない。

本覚書は、両者の署名の日に効力を発し、2025年8月26日まで有効とする。ただし、本覚書の有効期間が満了する日の90日前までに、両者のうちいずれかが書面により終了又は、修正等の申し入れを行わない時は、有効期間が満了する日の翌日から1年間本覚書は更新され、その後も同様とする。

本覚書は、アイライ州にて和文及び英文で各2部に署名し、それぞれを互いに保持する。

2024年8月27日

浦添市長
松本 哲治

アイライ州知事
ノーマン・ニラテオボエト

松本 哲治

